

## 行政不服審査会答申を受け、黒塗り部分を全部開示－府中市の定期借地権設定をめぐって

伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと理事）

府中市は、情報公開の一部開示（ほとんどが非開示で黒塗り）の処分を不服として全部開示を請求した田村市議（府中・生活者ネットワーク）の審査請求に対して全部開示を認めた行政不服審査会答申を踏まえ、3月26日に全部開示を決定し、田村市議に通知した。

この結果、ほとんど全部が黒塗りだった文書が全部開示された。以下は、その経過等を伝える東京新聞（多摩武蔵野版：2019年4月3日）の記事である（見出しでは再開発事業とあるが、既存の公共施設の解体と跡地に定期借地権を設定する事業である）。

東京新聞  
多摩武蔵野版  
2019.4.3

行政審査会答申受け  
黒塗りの情報を開示  
再開発事業で府中市

府中市所有の文化施設だった府中グリーンプラザの解体と、新たな建物整備の公募型プロポーザル事業に関する情報を市が一部非公開にしたのに対する不服審査請求で、市行政不服審査会はずべて公開すべきだと答申し、市は全情報を公開した。

審査請求したのは田村智恵美市議（生活者ネットワーク）。

（松村裕子）

ト）。昨年四月、応募した三事業者の選定過程に関する情報公開を請求したが、市は事業者の社会的地位を損なう可能性があるとして、金額的な提案について選外となった二事業者のすべて、選ばれた事業者の一部を黒塗りにして公開した。不服審査会は、事業者の利益を侵害せず非公開の理由に当たらない、と答申した。

公募ではホテルを提案した事業者が選ばれたが、提示した解体費は最高額、地代は最低額と、金額面では市にとって最も損になる提案だったことが全公開で判明。田村市議は「金額面ではなく提案内容が良かったからだと言えるなら、市は最初から公開すべきだ」と話した。

この記事では、府中市（市長等）のコメントがとられていない。府中市行政不服審査会答申は、公共事業は行政の透明性が不可欠と指摘し、市の主張をことごとく退けていた。今後の府中市が公共事業を進めるにあたっては、今回の行政不服審査会答申は重要な指針となるべきものである。

今後、府中市民や市議会も府中市長に対し、全部開示にいたった経緯に対する市長の見解を質し、答申の趣旨を踏まえた市政運営を求めていく必要がある。

＜府中市行政不服審査会 答申書＞

答申書については、まちぼっとリサーチ（2019年4月2日付）において、全文を掲載した。

[http://machi-pot.org/modules/project/uploads/20190331\\_shiryuu.pdf](http://machi-pot.org/modules/project/uploads/20190331_shiryuu.pdf)

その要点は以下のとおり。

- (1) 府中市情報公開条例の「法人等の…競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を損なわれると認められるもの」の解釈のあり方についての検討
  - ① 法人の権利侵害情報に該当するといえるためには、当該情報が単に通常他人に知られたくないものであるというだけでは足りず、それが開示されることによって、当該法人等の競争上の地位等が損なわれるおそれが客観的に認められることを要すると解すべきである。
  - ② 本件のように公共性の高い事業に民間企業が参画することを企図し、地方公共団体との契約締結を目的として応募に応ずるような場合には、行政の透明性の要請等の観点から、応募する法人等は、民間企業との契約を企図するときとは異なる制約に服するのが当然である。
  - ③ したがって、例えば法人等の示した個別の金額が法人等の利益侵害情報に該当し、非開示情報とされるためには、当該情報が開示されることによって、原価、価格ロジック、価格体系等の営業上のノウハウや秘密が具体的に明らかになるなど、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる蓋然性が要求されるものというべきである。
- (2) 本件文書についての検討
  - ① 落選者の「金額提案書」は、その提案内容が広く一般の批判と監視に晒されることを当然の前提とするものであり、そうした過程が担保されることによって、はじめて選定のプロセスを含めた公共事業の透明性と適正が確保されるものと思料する。  
実施機関の主張は、応募者らの利益につき、必要以上の配慮をするものといわざるを得ず、公文書開示の原則的な重要性からして、採用することができない。
  - ② また「解体設計及び解体撤去工事費」についても、そこに記された情報は、あくまでも公募に対して企画書面を提出するという時点における概算的な位置づけの数・額であり、個別項目の積算根拠がより具体的に示されるものではない。一部の項目に付された「備考」は、いずれも簡潔な内容にとどまる。  
実施機関は「類似事業において競合があった際に提案価格が予見されるおそれがある」などと主張するが、杞憂に基づく主張として採用の限りではない。
  - ③ 以上総合すると、落選者の文書に記載された情報を全て開示したとしても、当該法人の権利、競争上の地位その他利益が損なわれる蓋然性があるとはいえない。
  - ④ 当選者の文書は、今回の事業者選定において審査の結果、優先事業者に選定された業者であり、事業に対する市民の監視の観点からすれば、同社が選考過程で示し

た提案は、相当程度公表され、市民をはじめとする一般の批判と監視に晒されるべきものである。優先交渉権者に選定された業者に係る情報が、法人等の利益侵害情報に該当すると解する余地は認められない。

- ⑤ 各事業者が示した事業費用および土地賃借料に関する情報は、いずれも利益侵害情報に該当しないものと判断されるから、実施機関の主張はその前提においてすでに正当性を欠くものというべきである。

(3) 答申書の主文

府中市長が審査請求人に対してした一部開示決定（それぞれ目隠しが付された部分に関する一部不開示決定）については、いずれの文書についても一部不開示とすべき正当の理由を欠くので、全部を開示すべきものと認める。

<府中市（処分庁）の裁決書>

(1) 裁決書

全文は別紙のとおり。

(2) 主文

本件処分を全部開示決定とする。

※ 府中市情報公開条例

（審査会への諮問）

第 20 条 開示決定等について審査請求があった場合は、当該審査請求に係る実施機関は、次の各号に掲げる場合を除き、府中市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問をして、当該審査請求についての裁決を行うものとする。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の実施機関は、審査会に対し、速やかに諮問をするよう努めなければならない。

\* 府中市情報公開条例は行政不服審査法の改正にともない、2015 年に改正された。それまでは、情報開示に関する不服申し立て（審査請求）は情報公開審査会に対して行う子よとされていたが、条例改正によって府中市行政不服審査会に一本化された。

■ 裁決書（PDF）